

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、児童相談所の体制強化を図る観点から、専門職の配置を位置付けるとともに、児童福祉司等については国が定める基準に適合する研修等を受講するもしくは修了することを義務付けたところである。

これらの点を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として作業等を行う。

(1) 平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- ① 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- ② 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※
 - ・ スーパーバイザーを含む児童福祉司
 - ・ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※ 研修科目・時間（講義・実習）、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

(2) 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

- ① 児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等）に向けた更なる方策
- ② 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策（専門性を担保するための資格に関する検討を含む）
- ③ 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

3. 構成等

(1) 構成員は、別紙のとおり。

(2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

(1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。

(2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において行う。

(3) 原則として公開とする。

子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤	仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部	計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
衣斐	哲臣	和歌山大学教職大学院 教授
奥山	眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部長
影山	孝	東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長
坂入	健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課 主査
笹川	宏樹	奈良県中央こども家庭相談センター 所長
鈴木	淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班 副班長
田崎	みどり	横浜市こども青少年局 担当部長 横浜市中心児童相談所 医務担当課長
田中	哲	東京都立小児総合医療センター 副院長
○ 西澤	哲	山梨県立大学人間福祉学部 教授
藤林	武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢	高	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 研修部長
八木	安理子	枚方市子ども総合相談センター 家庭児童相談担当課長
◎ 山縣	文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
山田	不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長
山本	恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員

◎：座長、○：座長代理

(合計 17 名)